

意見提出者	個人
1. 項目	日本ユニセフ協会の運動の改善
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>日本ユニセフ協会は、「子どもポルノ」、「準児童ポルノ」という言葉を作り、「実在しない児童の性を扱う創作物」を被害児童が実在する「児童ポルノ」と混同させ、それら創作物の単純所持禁止をはじめとする規制推進運動を行っている。過去には「実在しない児童の性を扱う創作物」を「児童ポルノ」の定義に含めるよう求めていたこともあり、日本ユニセフ協会の運動が「それら創作物を児童ポルノと同様の扱いとすること」を目的としているのは明らかである。</p> <p>そもそも創作物に登場する人物の年齢を絵から特定することは不可能であるので、児童に見える者を対象に含めれば、非常に広範囲の創作物が対象となる。現状、児童ポルノについては、ブロックング等憲法違反とも言える非常に厳しい対策が検討されている。それら創作物まで児童ポルノと同様の扱いを受け、さらにブロックングや単純所持禁止ということになれば、情報は限られたものしか流通せず、国民は不当に権利を侵害され、日本の経済にとっても弊害となることは明らかである。被害者の存在する児童ポルノへの対応もおざなりになり、本来の目的である「被害児童の保護・救済」は忘れ去られるだろう。</p> <p>「児童保護」の名目で集めた募金を使用し、「実在する児童の保護」とは全く関係のない、実現すれば公益に反するだけの行為を推進する日本ユニセフ協会の運動は「特定公益増進法人」の名にふさわしいものではない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>所轄省庁が公益に反する運動をしないよう監督する。</p> <p>それでも運動を続ける場合は、公益認定を与えない。又は特定公益増進法人の認定を取り消す。</p>